

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正後					改正前				
別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表					別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表				
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)			入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)		
階層	市町村民税等による定義	3歳未満の児童(保育標準時間)	3歳以上の児童(保育標準時間)	3歳未満の児童(保育短時間)	3歳以上の児童(保育短時間)	階層	市町村民税等による定義	3歳未満の児童(保育標準時間)	3歳以上の児童(保育短時間)
省略					省略				
B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)	B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	1,800 (700)	1,800 (700)
省略					省略				
注					注				
1～6 省略					1～6 省略				
7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあっては0円とし、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあっては1,800円(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とする。					7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあっては0円とし、C階層と認定された世帯にあっては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とし、市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあってはこの表の()内の額(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とする。				
(1)～(3) 省略					(1)～(3) 省略				
8 省略					8 省略				

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
入園児童の属する世帯の階層区分		保育料	入園児童の属する世帯の階層区分		保育料
階層	市町村民税等による定義	(月額)(円)	階層	市町村民税等による定義	(月額)(円)
省略			省略		
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税世帯を含む。)	3,000 (0)	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税世帯を含む。)	3,000 (1,200)
省略			省略		
注 省略			注 省略		